

◎新潟県告示第12号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
萌気園訪問看護ステーション「ゆいま〜る」	南魚沼市二日町212番地1	南魚沼市浦佐330番地5	南魚沼市二日町212番地1	H24.12.1